

厚生労働省和歌山労働局発表
令和2年5月29日(金)

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康安全課長 宮下 康彦
	産業安全専門官 三木 邦章
	電 話 073 (488) 1151 F A X 073 (475) 0113

令和元年の労働災害発生状況

～ 休業4日以上之死傷災害は微減も、死亡災害は増加 ～

和歌山労働局（局長 ^{いけだますみ}池田真澄）では、このたび、和歌山県内における令和元年の労働災害発生状況について取りまとめましたので、お知らせします。

- **令和元年の休業4日以上之死傷者数 1,117 人**
 - ・ 前年に比べ、36 人（3.1%）減少したものの、一昨年（平成 29 年）と比較すると 1 件（0.1%）の増加となった。
 - ・ 業種別では、製造業が 226 人（平成 30 年 265 人）と最多であり、次いで商業 169 人（同 151 人）、建設業 145 人（同 140 人）、保健衛生業 140 人（同 139 人）、運輸交通業 126 人（143 人）、農林業 100 人（同 93 人）と続いており、これら 6 業種で 906 人が被災し、全体の 8 割を占める。
特に、商業（+18 人）、建設業（+5 人）では 2 年続けて増加している。
 - ・ 事故の型別では、転倒災害（228 人）、墜落・転落災害（215 人）、動作の反動等（158 人）、はさまれ・巻き込まれ災害（117 人）の順となり、これらが全体の 6 割以上を占めている。
- **令和元年の死亡者数は 8 人**
 - ・ 平成 30 年の 6 人から 2 人増加した。
 - ・ 業種別では建設業の死亡者数が 5 人であり、6 割以上を占めた。
 - ・ 事故の型別では墜落・転落（3 人）、交通事故（2 人）、崩壊・倒壊、おぼれ、酸欠（各 1 人）が発生した。
 - ・ 年齢別では 60 歳代以上の死亡者数が 4 人であり、全体の半数を占めた。
- **労働災害防止対策の推進について**

和歌山労働局では、第 13 次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策や業種横断的な対策等、重点事項として掲げている施策をはじめとする労働災害防止に向けた様々な取組を行っています。

事業者、労働者の皆様におかれましても、引き続き安全衛生に対する継続的な意識の向上と労働災害防止活動の推進に、より一層の御協力をお願いいたします。

添付資料

- ・令和元年（平成 31 年）労働災害発生状況
- ・令和元年（平成 31 年）業種別・事故の型別 労働災害発生状況
- ・令和元年（平成 31 年）死亡災害発生状況
- ・和歌山労働局第 13 次労働災害防止計画（概要）
- ・労働者の安全と健康確保に御協力をお願いします。
（和歌山労働局労働災害防止対策リーフレット）
- ・エイジフレンドリーガイドライン パンフレット

令和元年(平成31年) 労働災害発生状況(対前年比)

(確定)

和歌山労働局

		和歌山労働局						和歌山労働基準監督署						御坊労働基準監督署						橋本労働基準監督署						田辺労働基準監督署						新宮労働基準監督署					
		令和元年		平成30年		増減数	増減率	令和元年		平成30年		増減数	令和元年		平成30年		増減数	令和元年		平成30年		増減数	令和元年		平成30年		増減数	令和元年		平成30年		増減数					
		死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死	死
製造業	食料品製造		66		79	-13	-16.5%		22		27	-5		12		10	2		11		13	-2		16		24	-8		5		5						
	繊維工業		10		5	5	100.0%		6		2	4				1	-1		2		2		2				2										
	衣服その他の繊維		2		3	-1	-33.3%		2			2				1	-1				2	-2															
	木材・木製品		17		16	1	6.3%		3		5	-2		3		4	-1		7		1	6		3				1		3	-2						
	家具・装備品		4		14	-10	-71.4%		3		13	-10							1		1																
	パルプ等		2		9	-7	-77.8%				3	-3				2	-2		2		4	-2															
	印刷・製本		1	1	2	-1	-50.0%			1	1	-1				1			1		1																
	化学工業		28		31	-3	-9.7%		13	1	12	1		6		8	-2		8		10	-2		1		1			1			1					
	窯業土石		11		14	-3	-21.4%		5		4	1		3		8	-5		1		2	-1		1			1		1								
	鉄鋼業		8		10	-2	-20.0%		8		8					2	-2																				
	非鉄金属				1	-1	-100.0%														1	-1															
	金属製品		29		42	-13	-31.0%		10		19	-9		7		12	-5		7		8	-1		5		3	2										
	一般機械器具		21	1	6	15	250.0%		15	1	4	11		5		1	4				1	-1		1			1										
	電気機械器具		3		4	-1	-25.0%		3		2	1				2	-2																				
	輸送機械製造		6		6				1		1			1		2	-1									3	-3		4			4					
電気・ガス		2			2			2			2																3	-3									
その他の製造		16		23	-7	-30.4%		11		6	5				2	-2		2		11	-9		1		3	-2		2		1	1						
製造業小計		226	2	265	-39	-14.7%		104	2	107	-3		37		55	-18		42		57	-15		30		37	-7		13		9	4						
鉱業			1		1															1	-1							1			1						
建設業	土木工事	2	45		37	8	21.6%	2	7		10	-3		16		12	4		7		6	1		7		5	2		8		4	4					
	建築工事	2	82	2	84	-2	-2.4%	2	40	1	37	3		15		14	1		4	1	9	-5		20		20			3		4	-1					
	その他の建設	1	18		19	-1	-5.3%	1	9		5	4		5		3	2				7	-7		1			1		3		4	-1					
	建設業小計	5	145	2	140	5	3.6%	5	56	1	52	4		36		29	7		11	1	22	-11		28		25	3		14		12	2					
運輸交通業	鉄道等		6			6			5			5																	1		1						
	道路旅客		13		16	-3	-18.8%		9		12	-3							1			1		1		3	-2		2		1	1					
	道路貨物運送	1	106		127	-21	-16.5%	1	60		83	-23		10		15	-5		18		10	8		12		8	4		6		11	-5					
	その他の運輸交通		1			1			1			1																									
	運輸交通業小計	1	126		143	-17	-11.9%	1	75		95	-20		10		15	-5		19		10	9		13		11	2		9		12	-3					
貨物取扱業	陸上貨物		6		5	1	20.0%		6		4	2				1	-1																				
	港湾運送業		2			2			1			1																	1		1						
	貨物取扱小計		8		5	3	60.0%		7		4	3				1	-1												1		1						
農林業	農業		45		45				4		7	-3		19		15	4		6		9	-3		16		13	3			1	-1						
	林業		55		48	7	14.6%		1			1		11		8	3		5		5			26		18	8		12		17	-5					
	農林業小計		100		93	7	7.5%		5		7	-2		30		23	7		11		14	-3		42		31	11		12		18	-6					
	畜産・水産業		10		15	-5	-33.3%							3		9	-6		1		1			2		2			4		3	1					
商業	卸売業		19		23	-4	-17.4%		11		13	-2		1		3	-2		6		3	3				2	-2		1		2	-1					
	小売業		134		121	13	10.7%		72		61	11		21		15	6		16		18	-2		21		12	9		4		15	-11					
	理美容業		3		2	1	50.0%		2		1	1		1		1					2								1								
	その他の商業		13		5	8	160.0%		6		2	4				1	-1		2		2			4			4		1		1						
	商業小計		169		151	18	11.9%		91		77	14		23		20	3		24		23	1		25		14	11		6		17	-11					
広告・金融・映画・演劇業	金融業		10		12	-2	-16.7%		6		4	2		2		1	1		2		6	-4				1	-1										
	広告・あっせん		3		4	-1	-25.0%		3		3										1	-1															
	金融・広告業小計		13		16	-3	-18.8%		9		7	2		2		1	1		2		7	-5				1	-1										
映画・演劇業																																					
通信業			12		17	-5	-29.4%		6		7	-1		5		4	1				1	-1				1	-1		1		4	-3					
教育・研究業			9		6	3	50.0%		5		3	2		1		2	-1		2		1	1						1			1						
保健衛生業	医療保健業		27		25	2	8.0%		16		16			4		2	2		3		4	-1		1		1			3		2	1					
	社会福祉施設		110		113	-3	-2.7%		49		48	1		10		9	1		18		24	-6		19		17	2		14		15	-1					
	その他の保健衛生		3		1	2	200.0%		1			1								1		1				1											
	保健衛生業小計		140		139	1	0.7%		66		64	2		14		11	3		22		28	-6		21		19	2		17		17						
接客娯楽業	旅館業		29		21	8	38.1%		6		5	1		3		1	2		4		1	3		11		11			5		3	2					
	飲食店		29		38	-9	-23.7%		23		22	1		3		4	-1				3	-3		3		8	-5			1	-1						
	その他の接客		17		11	6	54.5%		6		2	4		2		2			6		2	4		3		3			2		2	-2					
	接客娯楽業小計		75		70	5	7.1%		35		29	6		8		7	1		10		6	4		17		22	-5		5		6	-1					
清掃・と畜		1	46	1	41	5	12.2%		22		20	2	1	7	1	4	3		6		7	-1		10		8	2		1		2	-1					
官公署																																					
のその他	派遣業		1			1			1			1																									
	その他の事業	1	36	1	51	-15	-29.4%		17		29	-12	1	3		5	-2		7		4	3		7	1	11	-4		2		2						
	その他の事業小計	1	37	1	51	-14	-27.5%		18		29	-11	1	3		5	-2		7		4	3		7	1	11	-4		2		2						
合計		8	1,117	6	1,153	-36	-3.1%	6	499	3	501	-2	2	179	1	186																					

※死亡は、内数

令和元年(平成31年) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況 (確定)

														和歌山労働局			
事故の型		墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年 増減数 (死傷者数)	対前年 増減比	構成比 (本年の 死傷者
業 種																	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	9	19	5		1	1	8	11		8	4	66	79	- 13	- 16.5%	5.9%
	織 維 工 業		1		1			5			3		10	5	5	100.0%	0.9%
	衣服その他の繊維製品製造業		1								1		2	3	- 1	- 33.3%	0.2%
	木材・木製品製造業		1	1	5	1		4	3		1	1	17	16	1	6.3%	1.5%
	家具・装備品製造業		1						2			1	4	14	- 10	- 71.4%	0.4%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1						1					2	9	- 7	- 77.8%	0.2%
	印刷・製本業								1				1	(1) 2	- 1	- 50.0%	0.1%
	化学工業	4	3	2				6	2		5	6	28	31	- 3	- 9.7%	2.5%
	窯業土石製品製造業	5			1	1		4					11	14	- 3	- 21.4%	1.0%
	鉄鋼業	1		1			1	2		1		2	8	10	- 2	- 20.0%	0.7%
	非金属製品製造業													1	- 1	- 100.0%	
	鉄金属製品製造業	5	1	2	4	4	3	5	3		2		29	42	- 13	- 31.0%	2.6%
	一般機械器具製造業	3	1	1	1		3	8	1		3		21	(1) 6	15	250.0%	1.9%
	電気機械器具製造業			1				2					3	4	- 1	- 25.0%	0.3%
輸送機械等製造業	1	1				2		1		1		6	6		0.0%	0.5%	
電気・ガス・水道業										1	1	2		2		0.2%	
その他の製造業	2	3	2	1			2	3		2	1	16	23	- 7	- 30.4%	1.4%	
小計	31	32	15	13	7	10	47	27	1	27	16	226	(2) 265	- 39	- 14.7%	20.2%	
鉱 業								1					1	1		0.0%	0.1%
建 設 業	土 木 工 事 業	(1) 12	4	5	3	(1) 5	1	3	2	3	4	3	(2) 45	37	8	21.6%	4.0%
	建築工事業	(1) 37	6	7	11	4		6	7		2	(1) 2	(2) 82	(2) 84	- 2	- 2.4%	7.3%
	うち木造家屋建築工事業	(1) 15	1	2	3	1			1				(1) 23	23		0.0%	2.1%
	その他の建設業	(1) 7	4	2				4			1		(1) 18	19	- 1	- 5.3%	1.6%
	小計	(3) 56	14	14	14	(1) 9	1	13	9	3	7	(1) 5	(5) 145	(2) 140	5	3.6%	13.0%
運 輸 交 通 業	鉄道・水運・航空業			1				4			1		6		6		0.5%
	道路旅客運送業	1	4	1			1		1	2	3		13	16	- 3	- 18.8%	1.2%
	道路貨物運送業	40	11	6	4	2	2	13	(1) 4		21	3	(1) 106	127	- 21	- 16.5%	9.5%
	その他の運輸交通業		1										1		1		0.1%
	小計	41	16	8	4	2	3	17	1	(1) 6	25	3	(1) 126	143	- 17	- 11.9%	11.3%
陸上貨物取扱・港湾運送業	1	1	1	1		1	1			1	1	8	5	3	60.0%	0.7%	
農 林 業	農 業	19	11	4			1	4	5			1	45	45		0.0%	4.0%
	林 業	5	3	7	9	3	6	2	13		4	3	55	48	7	14.6%	4.9%
	小計	24	14	11	9	3	7	6	18		4	4	100	93	7	7.5%	9.0%
畜 産 ・ 水 産 業	1	2	2			3	1			1		10	15	- 5	- 33.3%	0.9%	
商 業	卸・小売業	19	37	12	8	2	3	8	10	24	26	4	153	144	9	6.3%	13.7%
	理容業				1						1	1	3	2	1	50.0%	0.3%
	その他の商業	3	2	1	1		1	3		1	1		13	5	8	160.0%	1.2%
	小計	22	39	13	10	2	4	11	10	25	28	5	169	151	18	11.9%	15.1%
金 融 ・ 広 告 業		4	1				1		4	3		13	16	- 3	- 18.8%	1.2%	
映 画 ・ 演 劇 業																	
通 信 業	1	4	1							5	1		12	17	- 5	- 29.4%	1.1%
教 育 ・ 研 究 業	1	6	1				1						9	6	3	50.0%	0.8%
保 健 衛 生 業	医療保健業	4	11	3	1						8		27	25	2	8.0%	2.4%
	社会福祉施設	5	38	10	1	1	1	4	2	11	36	1	110	113	- 3	- 2.7%	9.8%
	その他の保健衛生業			1			1		1				3	1	2	200.0%	0.3%
	保健衛生業小計	9	49	14	2	1	2	4	3	11	44	1	140	139	1	0.7%	12.5%
接 客 娯 楽 業	旅館業	6	13	3			2	1	3			1	29	21	8	38.1%	2.6%
	飲食店	2	5	2		1			8	2	4	5	29	38	- 9	- 23.7%	2.6%
	その他の接客娯楽業	1	5	2	1				2	2	4		17	11	6	54.5%	1.5%
	接客娯楽業小計	9	23	7	1	1	2	1	13	4	8	6	75	70	5	7.1%	6.7%
清 掃 ・ と 畜 業	9	14	2	1	1	1	9	2	(1) 2	4	1	(1) 46	(1) 41	5	12.2%	4.1%	
その他の事業	10	10	3	1		2	3		2	5	(1) 1	(1) 37	(1) 51	- 14	- 27.5%	3.3%	
合 計	(3) 215	228	93	56	(1) 26	34	117	84	(2) 63	158	(2) 43	(8) 1,117	(6) 1,153	- 36	- 3.1%	100.0%	
前 年 同 期	(3) 207	(1) 238	75	(2) 49	24	35	147	91	82	152	53	(6) 1,153					
対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)	8	- 10	18	7	2	- 1	- 30	- 7	- 19	6	- 10	- 36					
対 前 年 同 期 増 減 比	3.9%	- 4.2%	24.0%	14.3%	8.3%	- 2.9%	- 20.4%	- 7.7%	- 23.2%	3.9%	- 18.9%	- 3.1%					
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)	19.2%	20.4%	8.3%	5.0%	2.3%	3.0%	10.5%	7.5%	5.6%	14.1%	3.8%	100.0%					

注： 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

令和元年(平成31年) 死 亡 災 害 発 生 状 況

(確定)

和歌山労働局

死亡累計	署	災害発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	和歌山	1月	建設業	崩壊、倒壊	地山、岩石	60歳代	作業者	5年以上 10年未満	宅地造成現場において、ドラグショベルで掘削した深さ約1.9メートルの溝の中に入り、汚水管の設置作業を行っていたところ、法面が崩壊し腰まで土砂に埋もれたもの。
2	御坊	2月	その他の事業	おぼれ	構築物	70歳代	警備員	10年以上 15年未満	造船所構内を徒歩で巡回中、岸壁から誤って海に墜落したもの。
3	和歌山	2月	建設業	墜落、転落	はしご等	70歳代	タイル工	40年以上	個人宅屋根修繕工事現場において、下屋根部に設置したはしごを降りている途中に足を踏み外し、約2.5m下の土間コンクリート上に墜落したもの。
4	和歌山	5月	建設業	墜落、転落	作業床、歩み板	40歳代	作業者	15年以上 20年未満	工場内3階にある配電盤の点検作業を行うため、設置場所に向かっていたところ、腐食していた床材(鉄板)を踏み抜き、約8m墜落したもの。
5	御坊	6月	清掃・と畜業	交通事故(道路)	トラック	20歳代	作業者	1年以上 5年未満	社用車で高速道路を走行中、センターラインをはみ出し、対向車に衝突したもの。
6	和歌山	9月	建設業	有害物等との接触(酸欠)	異 常 環境等	40歳代	型枠大工	25年以上 30年未満	ビル新築工事現場において地下ピット型枠の解体中、当日作業予定のないピットのマンホールの蓋が開いていたため、同僚がピット内を確認したところ、仰向けの状態で倒れている被災者を発見したもの。
7	和歌山	9月	運輸交通業	交通事故(道路)	トラック	50歳代	運転手	5年以上 10年未満	高速道路上で、他社のトラックがバンクのため停車していたところへ他のトラックが追突し、さらに、そこへ被災者が運転するトラックが追突したもの。
8	和歌山	10月	建設業	墜落、転落	トラック	60歳代	作業者	20年以上 25年未満	土木工事現場で軽トラックの荷台に設置された簡易トイレを使用した後、何らかの要因により体勢を崩し、荷台上(約90cm)から地面に墜落したもの。

第13次労働災害防止計画 (概要)

和歌山労働局

計画の目標

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

全体

死亡災害：15%以上減少 (51件⇒43件) 死傷災害：10%以上減少 (5,581件⇒5,022件)

業種別

製造業・・・・・・13次防期間中の死亡災害を10件以下とする
建設業・・・・・・13次防期間中の死亡災害を12件以下とする
運輸交通業・・13次防期間中の死亡災害を5件以下とする
林業・・・・・・13次防期間中の死亡災害を2件以下とする

その他目標

- 規模50人以上の事業におけるストレスチェックの実施率を90%以上 (82.6%：2016年)
- 腰痛の発生件数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で10%以上減少
- 職場での熱中症の発生件数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で10%以上減少

5つの重点事項

- (1) 労働災害を減少させるための重点施策
- (2) 労働者の健康確保のための重点施策
- (3) 治療と仕事の両立支援対策
- (4) リスクアセスメントの普及促進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

重点事項ごとの具体的取組

(1) 労働災害を減少させるための重点施策

- 死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策
 - ①製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
 - ②建設業における墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害等の防止
 - ③陸上貨物運送業における荷役作業時の安全対策
 - ④農林業対策（農業：収穫時の墜落、林業：伐木作業）
 - ⑤第三次産業対策（働く人に安全で、安心な店舗・施設づくり推進運動）
- 業種横断的対策
 - ①転倒災害の防止
 - ②高年齢労働者の特性に応じた対策
 - ③交通労働災害防止対策

(2) 健康確保のための重点施策

- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- 化学物質、石綿による健康障害防止対策
- 腰痛及び熱中症防止対策の推進
- 定期健康診断有所見率改善対策

(3) 治療と仕事の両立支援対策

- 治療と職業生活の両立支援ガイドラインの周知、啓発
- 企業と医療機関の連携の促進
- 両立支援コーディネーターの養成
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

(4) リスクアセスメントの普及促進

- 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(5) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携の強化

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用
- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進

労働者の安全と健康確保に御協力をお願いします。

厚生労働省では、労働災害の削減や治療と仕事の両立支援等、労働者の安全と健康確保に向けて取り組んでいます。

これらを達成するには、事業者、労働者の皆さまの御協力が不可欠です。快適な職場環境の形成促進に御協力をお願いします。

労働災害防止計画について

厚生労働省では、労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に推進するために、労働災害防止計画を策定しています。労働災害の防止に向けて、事業者、労働者等の関係者が一体となって取り組んでいます。

第13次労働災害防止計画（和歌山労働局）の概要

計画期間

平成30年（2018年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日

計画の目標

- ・ 死亡災害を15%以上減少 休業4日以上之死傷災害を10%以上減少
- ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施率90%以上
- ・ 腰痛の発生件数を10%以上減少
- ・ 職場での熱中症の発生件数を10%以上減少

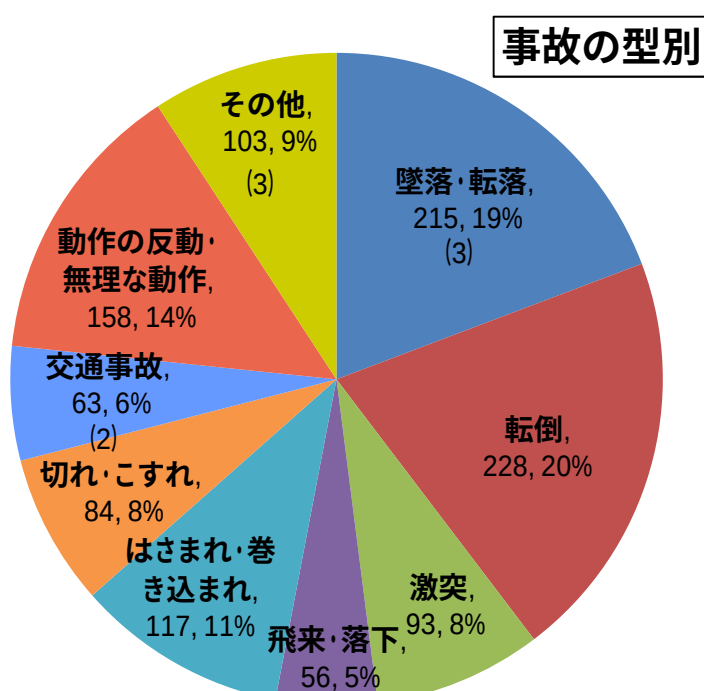
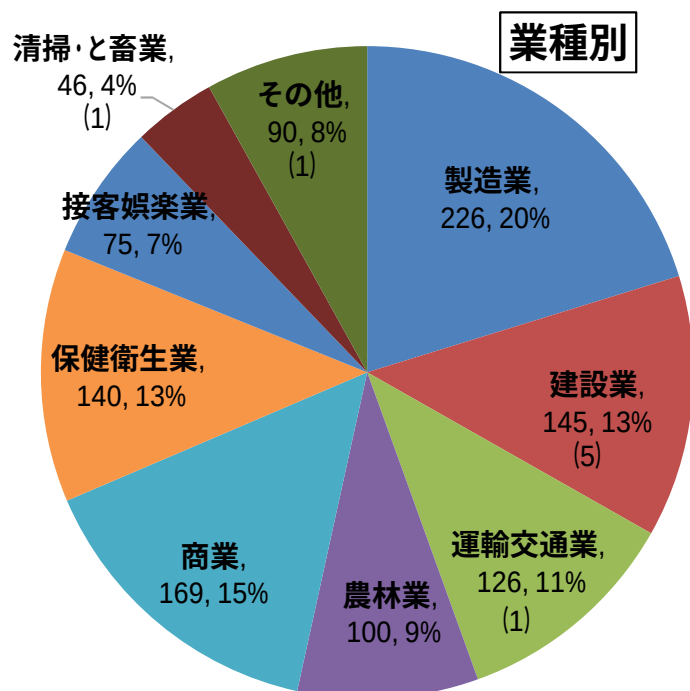
重点事項

- (1) 労働災害を減少させるための重点施策
- (2) 労働者の健康確保のための重点施策
- (3) 治療と仕事の両立支援対策
- (4) リスクアセスメントの普及促進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

和歌山県における労働災害の発生状況

和歌山県内では令和元年に1,117件の労働災害（休業4日以上）が発生しました。業種別で見ると、製造業、商業、建設業、保健衛生業、運輸交通業の順となっております。

また、事故の型別では、業種横断的に発生している転倒が最も多く、建設業や運輸業で多い墜落・転落、社会福祉施設などで見られる動作の反動・無理な動作等（腰痛を含む。）が多くなっております。



※ 括弧内は死亡災害件数（内数）

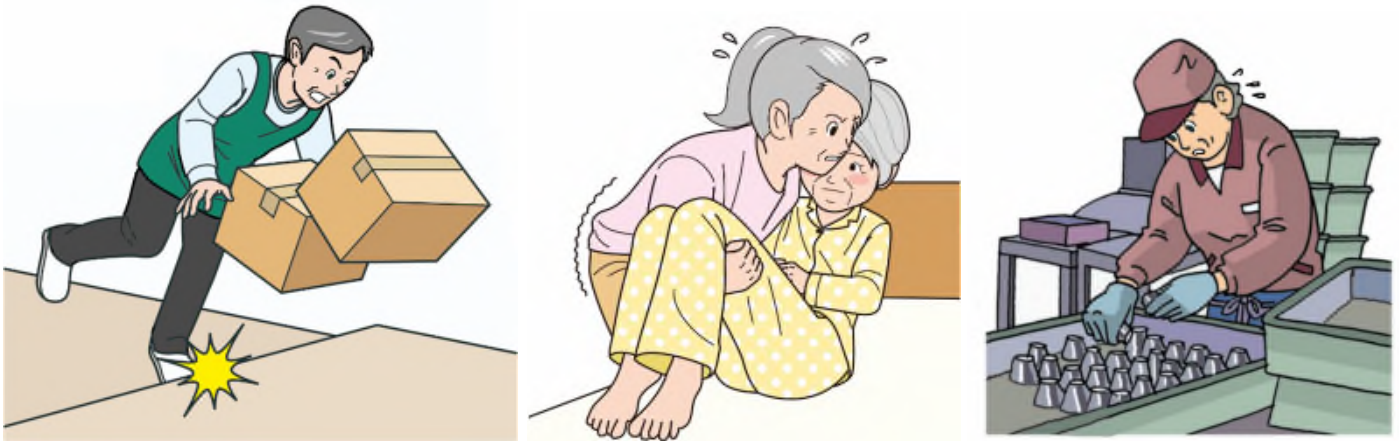


エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

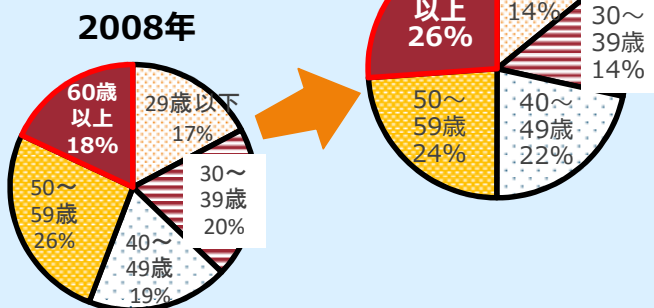


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年

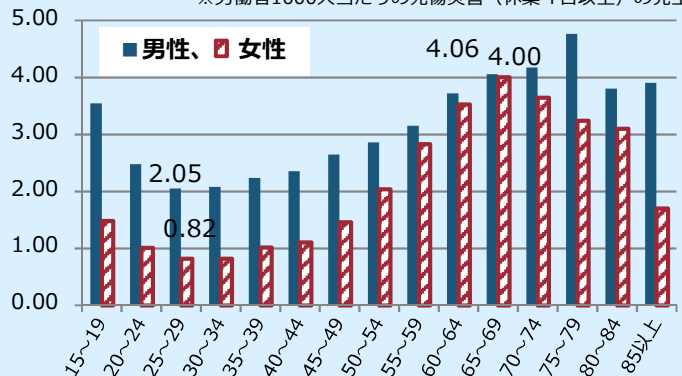


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

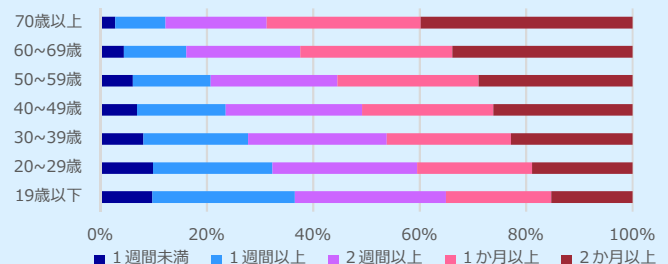
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

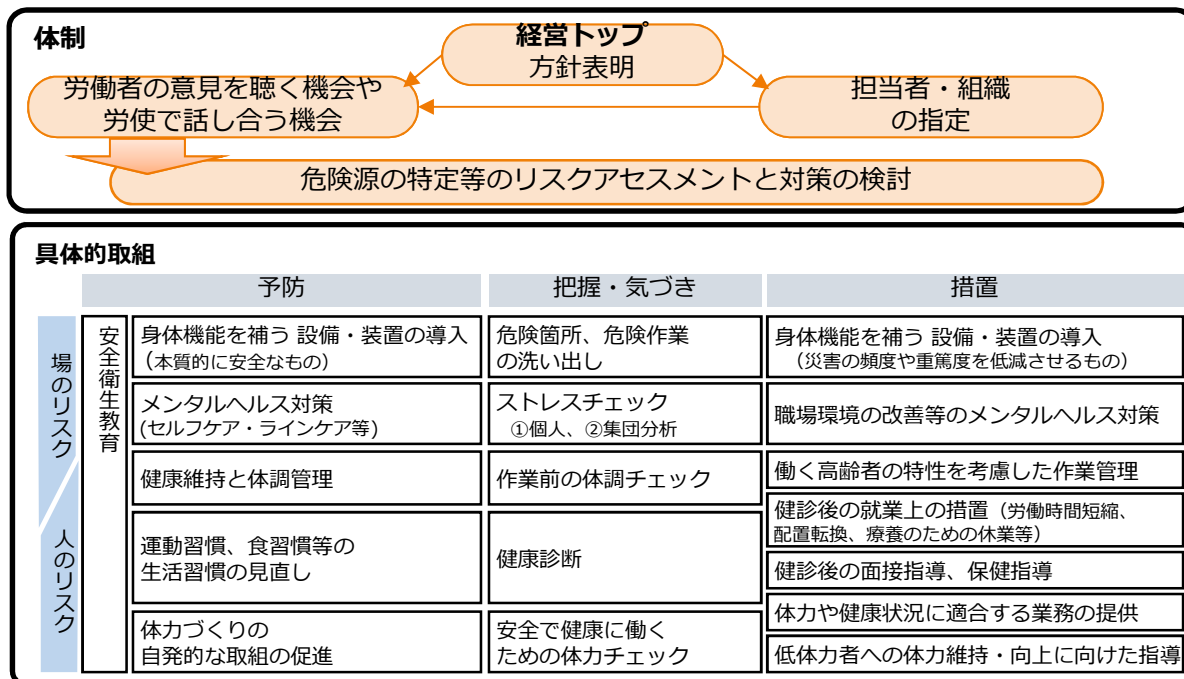
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



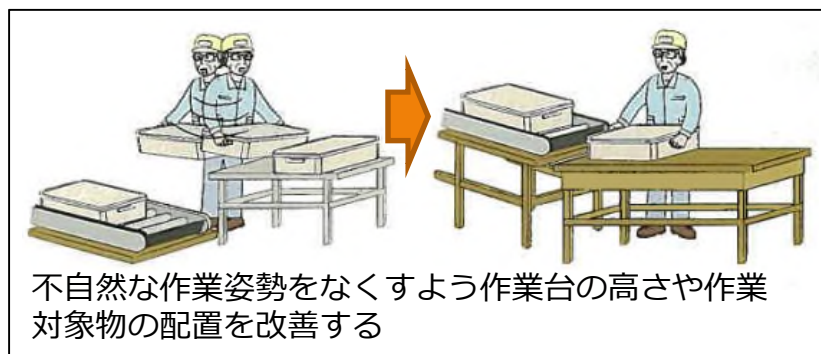
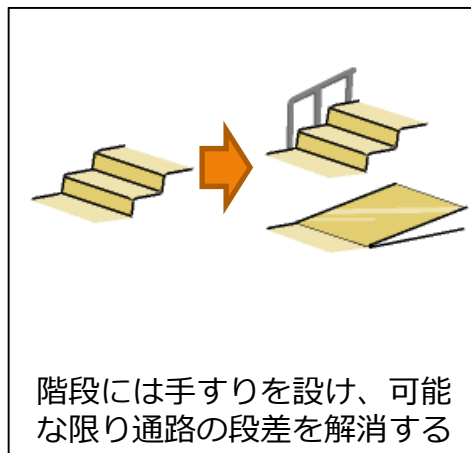
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

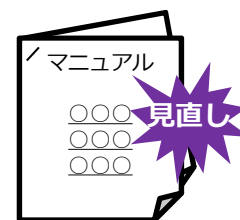
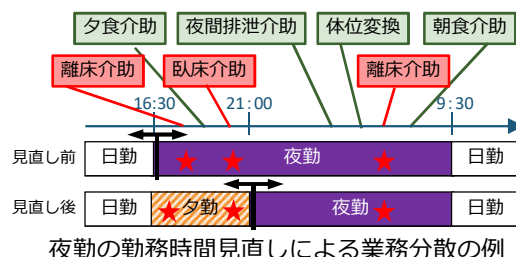
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計画結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm [身長] =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
歩行時 歩速	~1.24	1.25	1.30	1.47	1.66~
歩速 歩速	~1.38	~1.46	~1.65		



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	26	27	28~
(回)	~28	~43	~47		



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
(cm)	~25	~30	~35	~39	



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	36	90.1~
(秒)	~17	~55	~90		



⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
(秒)	~30	~84	~120		



身体機能計画の評価数字を
下のレーダーチャートに黒字で記入

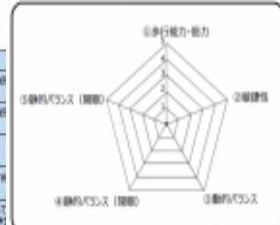
II 質問票（身体特性）

質問内容	あなたの回答NO.05	年齢	評価	評価
1. 人ごみの中、正面向き歩行時に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
2. 両手に持った荷物に歩行時に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
3. 歩行時に歩行速度に対する歩行速度は遅いと感じますか				⑤ 歩行能力・筋力
4. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
5. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
6. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
7. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
8. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力
9. 歩行時、小さな段差に足がつかず、よけて歩かれますか				⑤ 歩行能力・筋力

合計点数	評価
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
（I）の身体機能計画評価数字を、（II）の質問票（身体特性）は赤字で記入



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、**労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

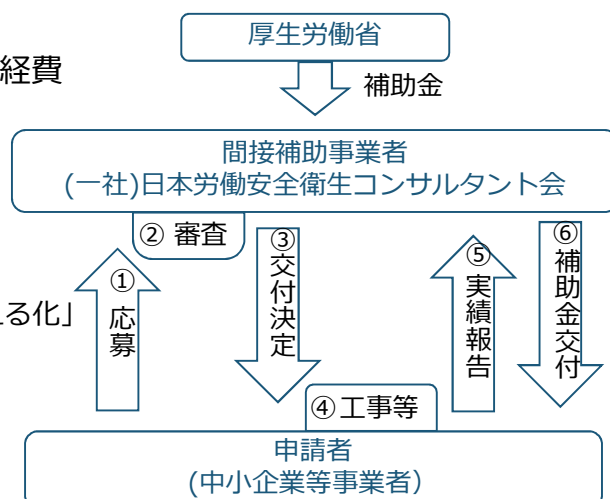
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課
技術管理部指導課
技術管理部
教育支援課
技術管理部

03-3452-6366 (製造業等関係)
03-3453-0464 (建設業関係)
03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている
外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。

○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R2. 3)